

緊急対応が必要と 感じられたときは

高齢者の身に危険が迫っている状況では、緊急の対応が必要となり、速やかな判断が求められる場合が少なくありません。病気やケガなど、医療の必要性がある場合にはかかりつけ医や病院、事件性がある場合などは警察など、日頃から連絡先を把握しておくことが重要です。

虐待が起きない 地域づくりのために

急速な高齢化の進展に伴い、だれもが高齢者の虐待の問題に直面する可能性があります。すべての人が安心して暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが求められています。

地域での声かけと 見守りの強化を！

寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭は、地域の人々との事情を理解してもらうことも大切です。また、地域の人は、そうした家庭や一人暮らしの高齢者をやさしく見守り、日頃から声をかけるなどして、地域から孤立させないようにしましょう。地域のつながりを大切にし、声かけや見守りなど、まずは気軽にできることから始めましょう。

私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県

地域で見守る

異変に気づくには、“普段”を知ることから。まずは声かけから始めてみましょう。これらの状態が見られる時は、高齢者が危険な状態にあるサインかもしれません。

- 外で見かけることが少なくなった。
- 表情が暗い。
- あいさつをしても、返事が無い。
- 衣服の匂いや、汚れが目立つ。
- 電気やガスメーターに動きが無い。
- 新聞やチラシが、ポストに溜まっている。
- 夜になっても部屋に明かりがつかない。



神奈川県
「認知症の人と家族を支えるマーク」



すべての人が
尊厳を持つて
暮らせる社会を
作るために

地域で守ろう高齢者の権利

「高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らす」そんな当たり前の権利を侵害してしまう“高齢者虐待”が、大きな問題になっています。誰もが高齢者を支え、また、自らも高齢者として支えられる可能性があるなか、住みやすい地域社会を築き、生涯をおだやかに暮らしていくためには、地域に住む皆さん、高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる地域社会の実現を目指していくことが大切です。

高齢者虐待についての
相談や通報は、
お住まいの市区町村
または地域包括支援センター
につなげましょう

神奈川県 高齢者虐待相談窓口ホームページ

神奈川県 高齢者虐待 相談窓口

検索



<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f4302/>

令和2年3月発行

あなたの街の相談窓口

県保健福祉事務所・センター、市保健所、民生委員などでも相談ができます。

配布する機関は、連絡窓口を記載してください。



高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ、“虐待の防止”と“保護”を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。

高齢者虐待は、高齢者を支える養護者の負担を減らし、“虐待の防止”と“保護”を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。

高齢者虐待とは、どのようなこと？

① 心理的虐待

高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為

【具体的には】

- ▶ 排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる
- ▶ 子ども扱いをする、怒鳴る、侮辱する、悪口を言う等

② 身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為、外部と接触させないようにする行為

【具体的には】

- ▶ 叩く、つねる、殴る、蹴る、火傷を負わせる
- ▶ ベッドにしばる、意図的に薬を過剰に与える、家屋や部屋に閉じ込める等

① 心理的虐待

② 身体的虐待

③ 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

④ 性的虐待

⑤ 経済的虐待

③ ネグレクト

介護や生活の世話をしている家族が、介護と世話を放棄するような行為

【具体的には】

- ▶ 髪が伸び放題、皮膚が汚れて不潔な状態
- ▶ 空腹や脱水、栄養失調の状態
- ▶ 劣悪な環境の中に放置し生活させる等

④ 性的虐待

本人との合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為

【具体的には】

- ▶ 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ▶ キス、性器への接触、性行為の強要、等

【具体的には】

- ▶ 必要な金銭を渡さない、使わせない
- ▶ 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する等

虐待問題の難しいところは、養護者（介護者）が介護により心身共に疲労し、追いつめられていることが少なくないことです。

虐待をしていることに気づいても、さまざまなもので、自分では歯止めがきかなくなっていることもあります。

高齢者の虐待を防ぐためには、介護の負担を軽減する策をとること、また既に問題が生じているときは、第三者が介入するなどにより、虐待の悪循環を止めることが大切です。



高齢者が「ひどい仕打ち」と思うことを、あなたはしていませんか？

高齢者虐待の特徴のひとつに“虐待をしている人に自覚がない”ことがあります。

次の項目は、高齢者との対応で気を付ける必要がある例です。

チェックが付いた方は、今後の介護で利用できるサービスや制度について、お住まいの市町村の高齢福祉担当課や地域包括支援センターに相談してみてください。

- 幼稚な言葉づかいで話したり、ののしつたり、小ばかにすることがある。
- 言うことを聞かないので、無視することがある。
- 話しが通じないので、うそをついたり、ごまかすことがある。
- 介護が大変なので、放ったままにしている。
- 良いこと悪いことをわかつてもらうため、叩くなど“しつけ”をしている。
- 認知症により行方不明にならないよう、部屋に鍵をかけて閉じ込めている。
- 認知症の高齢者がいるのは体裁が悪いので、人に会わせないようにしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 生活困窮などを理由に、必要でも通院させていない。
- 生活困窮などを理由に、必要な介護サービスを受けさせていない。
- 人前でおむつを替えたり、下半身を裸にしたまま放っている。



虐待に気づいたら

虐待に気づいたら、速やかに「あなたの街の相談窓口」へ相談・通報してください。

とくに、生命や身体に重大な危険がある場合、通報は“義務”とされています。

また、“自分が虐待を受けている”と感じている方も、一人で悩まず、窓口に相談してください。

早めの情報提供により、問題の解決に取り組むことが重要です。

※ 相談・通報の秘密は守られます。

